

1、2歳の子どもを保育することはできないため、定員構成の変更によってニーズの大きい低年齢児の受け入れを増やしたり、新設保育所で4、5歳の保育室が空いている場合は、低年齢児の一時保育としてスペースを暫定利用するなど、保育所ごとに、それぞれの状況に合わせた対策を考える必要がある。

#### 4 「そして、「待機児童ゼロ」の先へ

不可能と思われる「ゼロ」に近づきつつあることで、今、横浜の待機児童対策に注目が集まっている。しかし、私たちの取組はゼロで終わりではない。

①法整備による両立支援の進展や経済状況の悪化等による女性の就労意欲の高まり、②人口減少社会にあつては、女性の活躍を求めていかないと横浜の経済力を確保できないという危機感、③核家族化等子どもの育つ環境の変化に伴って、保育所に求められる機能が拡大してきている、などの社会的な状況を考えると、いったんゼロを達成したあとも待機児童対策を継続することが必要である。その取組は容易ではないだろう。あわせて、保育の質を

より一層上げていくことも課題となっている。

今後は、待機児童解消の状態を保ちつつ、27年度からの施行が予定されている子ども・子育て新制度へ円滑に移行することも重要な課題になる。

25年度には、新制度に向けた保護者へのニーズ調査を実施する予定であり、そこで、詳細な保育ニーズを把握し、フルタイム就労だけを把握し、短時間就労者も必要に応じて、保育を利用できるように仕組みを構築することが求められる。また、年度途中での入所が非常に厳しいという現実は依然としてあり、育休を1年とらずに切り上げて、4月入所を申し込むという方も多い。子どもと過ごせる貴重な時間を1日でも長く、安心して過ごしてもらうために、例えば1歳になった時点で入所できるように環境整備も今後の課題になるだろう。

待機児童ゼロという状況を作り出すということが、市民にとつてどういうメリットがあるのか、市民にとつて、どういう社会が望ましいのか、時間をかけて明らかにしていく必要がある。横浜市が目指す安心して子育てできるまちに向かつて、引き続き、粘り強く、取り組んで行こう。

## コラム

# 子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度

### ○新制度の趣旨と財源

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度は、幼児期の教育・保育の総合的な提供などを目的とした制度で、27年度にスタートする予定となっている。

「子ども・子育て」は、社会保障・税一体改革において社会保障分野の一つに位置付けられ、新制度の財源として、消費税率引き上げに伴う増収分のうち、約7,000億円が充てられる（さらにその他の財源も含め合計1兆円超の財源確保をめざす）こととされている。

### ○法案が成立するまでの経緯

国において、22年1月に、「子ども・子育て新システム検討会議」が設けられ、検討がスタートした。同会議作業グループの下で3つのワーキングが開催され、24年3月に子ども・子育て新システムに関する基本制度や法案骨子が少子化社会対策会議で決定された。その後、法案が国会に提出され、議員修正等を経て、24年8月に関連3法が成立した。

### ○給付・事業の全体像

新制度では、下表の給付・事業が対象となっている。認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付が導入される。

### ○子ども・子育て会議

子育て当事者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て支援者、学識経験者が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、25年4月以降、国に「子ども・子育て会議」が設置され、新制度の施行に向けた検討が行われる予定となっている。

また、各市町村についても、審議会その他の合議制機関の設置努力義務が規定されており、本市では、「地方版子ども・子育て会議」を設置し、ニーズ調査等に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の策定や子ども・子育て支援施策の推進に関することなどについて審議を行っていく予定である。

### 〈新制度で対象となる主な給付・事業〉

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>■施設型給付               <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付</li> </ul> </li> <li>■地域型保育給付               <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育</li> </ul> </li> <li>■児童手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等</li> <li>■延長保育事業、病児・病後児保育事業</li> <li>■放課後児童クラブ</li> <li>■妊婦健診</li> </ul>